



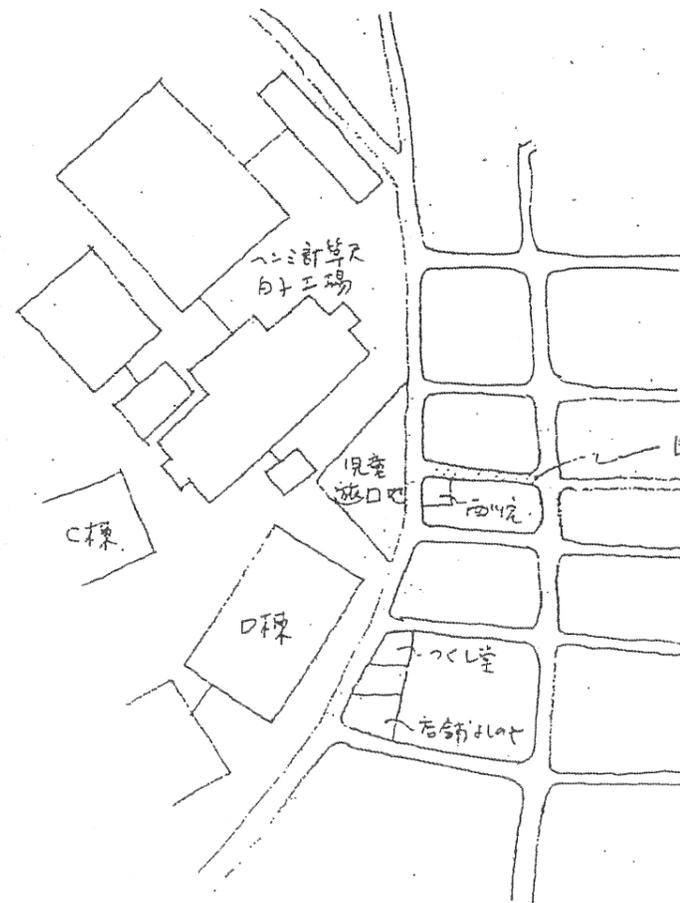
道路協定事項

1. 和光市白子2丁目 1736~29 他5筆の接取私道は居住者及び権利者の同意により4m未満の道路であるが将来建築確認申請の時に4m道路とすべく後退する。又角地部分は車輛通行の妨げとすべく隅切りをする。
2. 私道に接取敷地に新築又は改築の場合は建築基準法及び埼玉県条例の定める道路の諸条件に従うこと。
3. この私道は昭和58年8月に共用道路として簡易舗装して使用しており(下水施設有)居住者協力により環境整備の立場から道路には私有物を置かないこと。
4. 私道は公共性を有する公衆用道路として使用し権利者は如何なる事由があっても通行を妨げる状態又は行為をしてはならない。
5. 敷地又は建築物の権利を譲渡する場合は譲受人に協定の趣旨を説明し了承を得ること。
6. 将来協定道路実現の時には道路位置指定申請に承認を受ける。

協定道路(私道)申請書

和光市長 殿

今般別紙記載の通り共用している道路について建築基準法は右とあり協定事項に定める道路の規定を守り併せて私道所有者の承認を得られたので申請致します。



申請道路 和光市白子2丁目1736~61, ~66

案内図

